

職 員 各 位

社会福祉法人 芳 梅 会
理事長 原 脊 健 治

介護職員等処遇改善計画について(通知)

標記の件につき、介護職員処遇改善加算算定の対象事業者として承認されるように、下記の通り令和8年度介護職員等処遇改善加算計画書を京都府及び該当保険者(指定権者)に申請します。

記

1. 介護職員等処遇改善計画書：別 紙
2. 賃金改善実施期間：令和8年4月～令和9年3月（12ヵ月）
3. 賃金改善を行う給与の種類：
 - (1) 月額賃金改善：
 - (ア) 処遇改善調整手当（従前どおり）
 - (イ) 処遇改善支援手当（ 〃 ）
 - (ウ) 基本給 2,000円～2,500円ベースアップ（令和6年6月1日実施済）
 - (エ) 定期昇給累積額（令和元年7月から令和7年度まで）
 - (オ) 特定処遇改善手当（新設）※従前の一時金とは異なる（月額手当を支給）【別表参照】
 - (2) 一時金
 - ・令和8年11月末までに「**介護施設等職員処遇改善等推進事業費補助金**」を支給する。
 - (3) 定期昇給
 - ・正職員は給与規程による。（令和8年7月1日付）
 - ・準職員(時給制)は個別の雇用契約により最低賃金に対応し昇給する。
（※時給を3～50円程度増額：令和8年10月1日付昇給）
 - ・準職員(月給制)は個別の雇用契約により最低賃金に対応し昇給する。
 - (4) 給与規程改正による初任給の調整昇給
 - ・高校卒、専門学校卒で、勤続4年以内の職員は初任給改正（令和7年10月1日付）に合わせて調整昇給を行う。（令和8年4月1日付）
4. その他これまで行ってきた賃金改善
 - ・特養ホームの夜勤手当を1回の手当3,500円を4,500円に増額
 - ・訪問介護の非常勤職員は土曜日、日曜日、国民の祝日に勤務した場合は時給を100円増額
 - ・通所介護の非常勤職員は土曜日、国民の祝日に勤務した場合は時給を50円増額
 - ・年末年始特別手当を日勤1,500円から5,000円に、夜勤を2,000円から5,000円に増額
 - ・特養ホーム看護職員のオンコール手当を1回あたり500円から1,000円に増額
5. 留意事項
 - ※「**介護施設等職員処遇改善等推進事業費補助金**」(3-(2)-(ア))については支給対象となる事業所を中心に、配分金額を決定し通知します。
 - ※昨年度まで支給してきた一時金（特定処遇改善手当）は廃止します。

以上